

第24期 第12回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和3年6月29日

伊予市農業委員会

# 第 2 4 期

## 第 1 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 3 年 6 月 2 9 日（火）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 2 回定例農業委員会総会を開催する。

### 出席者

農業委員会委員	1 6 名
農地利用最適化推進委員	4 名
事務局	局長
	次長
	係長
	係長

### 議事日程

#### 第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 59 号	農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について	8 件
議案第 60 号	令和 3 年度農用地利用集積計画(第 2 号)について	1 件
議案第 61 号	農用地利用配分計画(案)について	1 件
議案第 62 号	農地法第 4 条の規定に基づく許可申請について	1 件
議案第 63 号	農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について	2 件
議案第 64 号	非農地証明願いについて	3 件
議案第 65 号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について（除外）	2 件
議案第 66 号	農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更 に係る意見について	1 件
第 3 報告第 23 号	農地法第 5 条の規定に基づく届出について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和3年第12回6月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして藤岡会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、10番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第59号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1、番号2、番号3、番号4、番号5につきまして関連がありますので事務局より一括説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸出人	三島町	○○	○○
借受人	松山市	○○	○○
	借受人は5番まで同じです。		
申請地	尾崎	田	外1筆
申請理由	(貸出人) 農地管理困難		
	(借受人) 経営規模拡大		
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

#### 2番

貸出人	尾崎	〇〇 〇〇
借受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	尾崎	田 外2筆
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	経営規模拡大
権利の種類	10年間の使用貸借権設定	

申請理由と権利の種類は1番から5番まで同じです。

### 3番

貸出人	尾崎	〇〇 〇〇
借受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	尾崎	田
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	経営規模拡大
権利の種類	10年間の使用貸借権設定	

### 4番

貸出人	尾崎	〇〇 〇〇
借受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	尾崎	田
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	経営規模拡大
権利の種類	10年間の使用貸借権設定	

### 5番

貸出人	尾崎	〇〇 〇〇
借受人	松山市	〇〇 〇〇
申請地	尾崎	田
申請理由	(貸出人)	農地管理困難
	(借受人)	経営規模拡大
権利の種類	10年間の使用貸借権設定	

借受人の耕作面積は〇〇㎡。これは、松山市発行の耕作証明書にて確認しています。  
 経営状況については、事前に送付させていただいた「新規就農者事前提出資料」を補  
 足しながら説明します。1ページをご覧ください。こちらは、〇〇さんが新規就農する  
 にあたり、松山市に申請した就農計画が認定された証明書です。平成〇〇年に認定され

ていますので、就農後3年が経過しています。2ページをご覧ください。農業次世代人材投資資金の中間評価においてはA評価。最高評価を受けています。

続きまして3ページからは就農計画の認定申請書になっています。この中で今後の参考にさせていただきたいページがあります。8ページの決算書です。このあと、ご本人からも説明があると思いますが、この方は、自然栽培で就農している方です。いまから農業を志す若者は、同じように無農薬・化学肥料不使用による農法を目指す方が多いことから、今後、自然栽培による新規就農者の申請がでてくることもあろうかと思えます。その際には、この実績が一つの指標になると思えます。例えば、米であれば、平均1キロ〇〇円で販売実績があるようです。資料の補足説明は以上です。

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

番号1から番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

1番から5番までは1つの区画として行われます。1つ1つが小さい田で耕作がやりづらくて、耕作放棄地が増えてきていましたけど、それを団地化して、やっていくことになりましたので、よろしくをお願いします。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

松山市で、新規就農を2018年からしまして、3年経って4年目になっています。松山市では、稲作を2ha、畑は1haで、ジャガイモや里芋、ニンジン有機栽培で作っています。今回ご縁がありまして、伊予市の尾崎の方で借り受けることになり、野菜をメインとしてやりたいと思っています。施設や水のことがわかっていない関係がありまして、何を作付けするかは状況をみて考えていきたいと思っています。よろしくをお願いします。

議長

〇〇さんから当面野菜に取り組みたいとありましたが、皆さんの方からご質疑はありませんか。

〇〇農業委員

すべて無農薬でされているのですか。無農薬でやった場合は生産量が気になると思いますが、そのあたりはどのように取り組めますか。

〇〇さん

有機 JAS を取得して、有機 JAS の範囲で使える農薬を使う可能性はありますが、化学薬品は使わない方法を考えていまして、そういった方法で作りやすいものを考えています。生産量は少なくなりますが、その分価格はあがりますので、利益率では農業として成立するようにやっけていこうと考えています。

〇〇農業委員

収入は計画に対して実績は 0.88 ということで、収入が〇〇万円で所得としては〇〇万円ということで、生活ができるレベルではないと思いますが、このあたりは将来どれぐらいまで上がると考えていますか。

〇〇さん

〇〇万から〇〇万の手取りが取れる農業ということで、面積が増えてきて、野菜も安定してくるとそれぐらいの所得が取れることを目標としていまして、仲間を増やして連携して組合でやっていく形、松山市から伊予市の広域連携ということで仲間と農業をやっていくことを目指しています。所得は今のところ何とかやっけていけまして、奥さんも収入があります。松山市でも高齢化で離農される方がいるので、農地をどんどん増やしていく予定でやっけていきます。

〇〇農業委員

私も同じく伊予市で似たような栽培方法で営んでいます。私は委員になって4年になりますが、同じ栽培方法での就農者はこれまで1件もなかったですけど、伊予市で長年やっけてきて、やはり周辺農家との兼ね合いの中で、できるだけ仲良く、迷惑をかけないように十分気を付けてやっけていただけたらと思います。

議長

資料の収支計画については、伊予市は含まれていますか。

〇〇さん

松山市分だけで、計画書には伊予市分は含まれていません。

議長

〇〇農業委員さんからもありましたが、一番の問題は、近隣農地とのトラブルになります。どうしても草の管理が地区外ということで、行き届かない場合がありますので、そういったことが無いように管理をお願いします。

<新規就農者退室>

議長

番号1から番号5について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1から番号5につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1から番号5につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号6、番号7につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

### 6番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		

### 7番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	畑	外2筆
申請理由	(譲渡人)	農作業従事・農地管理困難	

	(譲受人)	経営規模拡大
権利の種類		売買による所有権移転
譲受人の作付作物		米・デコポン
主な農機具の保有状況		トラクター・コンバイン・農作業自動車
労働力		常時2人
周辺農業経営への影響		特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号6、番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

6番の〇〇さんですが、ハウスで〇〇、稲作など農業を営んでいますけど、高齢のため農作業が困難になり規模縮小のため所有権移転するものです。7番の〇〇さんは、〇〇歳ということで、病弱であり農作業に従事することが困難であり、また農地の管理が難しく所有権移転するということです。譲受人は経営規模の拡大のため農業経営の安定化を図るものです。なお、6番、7番とも所有地は隣接しています。よろしく申し上げます。

議長

番号6、番号7について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6、番号7につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号6、番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号8につきまして事務局の説明をお願いします。

## 8番

譲渡人	上三谷	〇〇	〇〇
譲受人	中山町栗田	〇〇	〇〇
申請地	中山町栗田	畑	外2筆



申請理由	(譲渡人) 耕作困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米・レタス・枝豆
主な農機具の保有状況	耕耘機・トラクター・田植機・コンバイン
労働力	常時2人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

以上です。

議長

番号8につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

譲渡人の〇〇さんは、譲受人と同じ〇〇出身ですが、今は伊予市の方に出られていて耕作は困難な状況です。〇〇さんは数年前に定年退職されて地元で農業をやっていくということで、周辺の土地ということで、〇〇さんの農地を買って農業をやっていくことになりました。ご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号8について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号8につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号8につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第60号 令和3年度農用地利用集積計画(第2号)について

### ■議案第61号 農用地利用配分計画(案)について

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画について、次のとおり農業委員会の決定を求める。

つづきまして、

議案第61号 農地中間管理事業実施要領第8条の規定に基づき、農用地利用配分計

画（案）について、次のとおり農業委員会の意見を求める。

この議案は関連がございますので一括して事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### **議案第60号**

利用権の設定を受ける者（借り手）	松山市 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
利用権を設定する者（貸し手）	双海町串 ○○ ○○
利用権設定地	双海町串 畑 外1筆
権利の種類	使用貸借権設定
契約期間	令和3年7月1日～令和13年6月30日の 10年間

#### **議案第61号**

権利の設定を受ける者（借り手）	下吾川 ○○ ○○
権利を設定する者（貸し手）	松山市 公益財団法人 えひめ農林漁業振興機構
権利設定地	双海町串 畑 外1筆
権利の種類	使用貸借権設定
契約期間	令和3年7月1日～令和13年6月30日の 10年間
作付け予定作物	果樹

○○さんの就農計画については、新規就農者事前提出資料の9Pから13Pになります。この就農計画の特徴的なところを補足させていただきます。○○さんと○○さんは、遠い親戚とのことですが、親子間ではない経営継承に当たる事例です。10Pの生産方式に関する目標をご覧ください。農業生産基盤となる、紅まどんなの成木園とそこに設営されているAPハウス一式をはじめ、倉庫や機械などを全て地主からのリースにて賄うことになっています。13Pをごらんください。紅まどんなの成木園を継承していますので、1年目から生産量が見込まれる収支計画になっています。説明は以上です。

議長

議案第60号、議案第61号について、地元委員の説明をお願いします。

○○推進委員

○○くんはお母さんが○○出身で、以前から農業を手伝っていました。2、3年前から叔父さんを手伝って柑橘栽培の経験を積んできました。この度、○○さんが栽培をや

めるという事で、果試 28 号のハウスを引き継ぐことになりました。〇〇くんは 3 月末まで〇〇でハウスを建てて仕事をしていた関係で、地元の人もみんなよく知っていて、地域関係もうまくいくと思っています。よろしくお願いします。

議長

本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画、目標等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

営農計画ですが、現状 28 号をやっています、それを中心として、今苗木で 48 号を植えています、それを増やしつつ、露地でも柑橘をやって拵げたいと思っています。

〇〇農業委員

〇〇さんの現場は把握していますが、山の上のハウスは 28 号を植えているハウスと荒らしているハウスがありますが、荒らしているハウスはどうする予定ですか。

〇〇さん

荒らしている方に甘平の苗木が 105 本、48 号は今年の分が間に合わないので、8 本ほど植えています。

〇〇農業委員

いろいろお考えがあつて、そういう植え方をしたと思いますが、是非ハウスを現況復旧して、りっぱなハウスの園地として蘇えらしてください。やるのなら 50a は、やってもらわないと。若いので期待していますので、頑張ってやってみてください。

<新規就農者退室>

議長

議案第60号、61号について、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第60号、61号につきまして賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第60号、61号につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、5ページをお開きください。

### ■議案第62号 農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第62号 「農地法第4条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

議案第62号につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

申請人	稲荷	〇〇	〇〇
土地所有者	稲荷	〇〇	〇〇
申請地	稲荷	畑	
転用目的	宅地拡張		

申請人は農家住宅を建て、農業を営んでいますが、農家住宅の敷地内に、後継者である息子が農家住宅を建築したため、新たな駐車場、作業場、庭などが必要となり農家住宅の隣にある当該農地を農家住宅の敷地拡張として転用申請に至ったものであります。

申請地は、稲荷の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上です。

議長

議案第62号につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

息子さん敷地内に新しく家を建てたので、新たに駐車場が必要になり隣の畑を駐車

場にしたいとのことですので、よろしく申し上げます。

議長

議案第62号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

議案第62号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第62号につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、6ページをお開きください。

### ■議案第63号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第63号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

貸渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	田	外1筆
転用目的	農家住宅		
権利の種類等	使用貸借権		

申請人は家族3人が土地所有者である親世帯と同居して農業に従事しているが、子供の成長とともに家事道具の増加により手狭となったことから早急に住宅を建築したいということになり、申請人の父の農地に農家住宅を建築するために転用申請に至ったものであります。

申請地は、双海町の〇〇集落に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申請人は2年前に〇〇を退職しまして、今は伊予市内の〇〇の仕事に行っています。そういった中で、両親、夫婦と子供さんの〇〇人で住まわれていますが、手狭になったことで、今ある住宅の隣の倉庫と田に農家住宅を建築したいとのことで転用申請が上がりました。周囲の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れがないと認められますので、よろしく申し上げます。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**2番**

貸渡人 上三谷 〇〇 〇〇

借受人 松山市 〇〇 〇〇

申請地 上三谷 畑

転用目的 農家住宅

権利の種類等 使用貸借権

申請人は家族で現在松山市で借家生活を営んでいるが、自己の住居を構え生活基盤の安定を図り、祖母の農業を後継することを目的として祖母の農地に住宅を建築する話がまとも転用申請に至ったものであります。

申請地は、上三谷の〇〇集落にある〇〇の東側に位置し、10ha未満の農地の広がりが無い第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

所有者が高齢になり、身内の方が建てて後を継ぐということで、当該農地は住宅と道路に挟まれた土地になりまして、周辺に影響は少ないものと考えていますので、よろしくをお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、7ページをお開きください。

■議案第64号 非農地証明願いについて

議長

議案第64号 農地以外の目的に供する土地に係る農地法の適用を受けない旨の証明願いについて、次のとおり農業委員の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

1番

申出人 中山町出渕 ○○ ○○

土地所有者 中山町出渕 ○○ ○○

申出地 中山町出渕 畑

証明書 非農地証明

現状 20年以上前に植林している状態

申請者が栗を栽培していたが、収穫時にはイノシシの食害によりほとんど収穫できず、申請者も高齢になり、後継者もないことから管理が難しくなったため、平成〇〇年頃に杉と桧を植林しました。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への

復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

5月中旬に行政書士の依頼で、非農地証明について署名いたしました。皆さんの承認をお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

申出人	上三谷	〇〇	〇〇
土地所有者	上三谷	〇〇	〇〇
申出地	上三谷	畑	外2筆
証明書	非農地証明		
現状	20年以上前に植林している状態		

申請地は〇〇建設に伴う買収後の残地として柑橘やキウイフルーツを計画していたが、その後所有者が体調を崩して管理ができなくなったため、平成〇〇年頃に杉を植林しました。その後の管理もできず、すでに山林化しているため復旧は難しいとのことです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長



番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

以前に高速道路と工事道路がにつきまして、園地が分断されたまま放置された状態で、足を踏み入れる場もない状態です。1件1件が小さい園地であるのでいたしかたないと思います。よろしくお願いします。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号3につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

**3番**

申出人	上吾川	〇〇	〇〇
土地所有者	上吾川	〇〇	〇〇
申出地	中山町佐礼谷	畑	外3筆
証明書	非農地証明		
現状	20年以上前に植林している状態		

申請地は昭和55年までは栗畑であったが、当時の所有者である父の高齢化に伴い、管理が難しくなったため杉を植林したということです。

申請地は農地の広がりがない第2種農地に該当し、周辺も山林化しており、農地への復旧も難しく非農地として判断しても問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

〇〇さんが非農地証明のお願いしたいという事で、申請を出しています。現地の方も

確認しまして、問題ないと判断しましたので、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長

番号3につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号3につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号3につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、8ページをお開きください。

## ■議案第65号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議長

議案第65号 伊予市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、農振農用地からの除外申請があったので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして、事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

申出人	松山市	〇〇	〇〇
土地所有者	松山市	〇〇	〇〇
申出地	双海町上灘	畑	外5筆
転用目的	植林		

申出人の父が以前は柑橘栽培を行っていたが、高齢化による規模縮小のため平成初期頃から杉を植林しました。相続した申出人も高齢であり、他に引き継ぐ者もなく農地への復旧は難しいことから、このまま山林として管理するために農振除外の申請に至りました。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、

- 第1号要件 代替地が無い。
- 第2号要件 周辺農地への影響が無い。
- 第3号要件 担い手への影響も無い。
- 第4号要件 付帯施設への影響も無い。
- 第5号要件 土地基盤整備事業の実施も無い。

については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、農地の広がりがない第2種農地と判断され、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇農業委員

申出人の〇〇さんは私とは小学校、中学校の同級生になりますが、お父様が平成〇〇年くらいまでの間にミカンを作っていましたが、作ることが難しくなり植林をしていました。〇〇さんは農業をしたこともなく、このまま山林として管理するということで、農振除外の申請をしました。問題はありませんのでご審議の程よろしくお願いします。

議長

番号1につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号1につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**2番**

申出人 東京都 〇〇株式会社

土地所有者 松山市 〇〇 〇〇

松山市 〇〇 〇〇

申出地 八倉 田

転用目的 携帯電話無線基地局

申出人は、認定電気通信事業者です。申出地がある八倉地域は、〇〇において電波微弱地域となっており、安定した電波供給が行えない状況となっているため、電波状況の品質改善に伴う利用者の利便性の向上を行うために中継施設の設置を行いたいというものです。

農地法施行規則第32条第16号の規定により認定電気通信事業者の中継施設の転用許

可は不要になっていますが、農振除外の手続きは必要なため申請に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件、については確認済であることを沿え、意見を求められております。

申出地は、甲種農地と判断されますが、農地転用基準の判断からも当該計画変更に伴う転用は問題ないと考えられます。

以上です。

議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

事務局

〇〇農業委員が本日欠席ということで、地元委員の補足説明を伺っていますので、代読させていただきます。

〇〇農業委員代読

携帯電話無線基地局が設置されることによる周辺農地への影響はありません。周辺の電波状況が良くなるということですので、何も問題はありません。

議長

番号2につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

番号2につきまして、原案のとおり承認いたします。

続きまして、9ページをお開きください。

## ■議案第66号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について

議長

議案第66号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規程に基づき農業委員会の意見を求める。

議案第66号につきまして事務局の説明をお願いします。

農業振興課 ○○主事より 詳細について説明あり

議長

議案第66号につきまして、ご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
議案第66号につきまして、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

議案第66号につきまして、原案のとおり承認いたします。  
続きまして、10ページをお開きください。

### 第3

#### ■報告第23号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第23号 「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」を受理したので、次のとおり報告いたします。

報告第23号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

#### 1番

譲渡人	下吾川	○○ ○○
譲受人	松山市	株式会社○○
届出地	下吾川	田 外1筆
転用目的	分譲宅地	
権利の種類等	所有権移転	

以上です。

議長

報告第23号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きましてその他事項に進みたいと思います。

#### ■その他

- ・令和3年第1回役員会の開催について
  - ・太陽光発電設置に関する情報提供について
- 事務局より説明有り

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和3年7月30日(金曜日) 午後1時30分伊予市役所4階大会議室を開催予定としております。

以上で、第12回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第12回6月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時30分 閉会)